

## 寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業について

## 1 概要

弁護士が弁護人・付添人として逮捕から裁判・審判終結までの刑事司法手続内での支援にとどまらず、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者に対して、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）において、定期的な面会、要望の聞き取り、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎのほか、被害弁償や債権整理等の法的な問題への対応など、弁護士が犯罪をした者等に寄り添い、継続して関わることにより、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するという弁護士の新たな役割について検証する。

## 2 担当課

愛知県県民文化部地域安全課

## 3 実施期間

平成31年4月から平成32年（2020年）2月まで

## 4 事業の内容

## (1) 対象者

- ア 愛知県内において、起訴猶予、執行猶予又は保護観察付執行猶予若しくは保護観察処分になった者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者
- イ 愛知県内の刑事施設に在所中の者又は出所した者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者
- ウ 愛知県内の少年院に在院中の者又は出院した者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者
- エ 愛知県内の少年鑑別所に在所中の者又は退所した者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者

## (2) 活動内容

対象者の社会復帰又は再犯防止のために行う活動で、次に掲げる活動とする。

- ア 対象者の刑事事件の弁護人又は少年事件の付添人である弁護士からの申出による支援活動
- イ 過去に対象者の刑事事件の弁護人又は少年事件の付添人であった弁護士からの申出による支援活動
- ウ 検察庁、矯正施設又は保護観察所からの申出による支援活動
- エ 対象者からの申出による支援活動
- オ 対象者の親族、協力雇用主、保護司、地域生活定着支援センターその他の関係機関からの申出による支援活動

(3) 対象者数  
約30人

(4) アンケートの実施

支援活動の終了時に、対象者及び活動を行った弁護士に対して、アンケート調査を実施

(5) 事業のイメージ

